山梨県選挙管理委員会告示第四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年十一月五日

山梨県選挙管理委員会

委員長　秋山　洋

選挙区名	三分の一の数
西八代郡・南巨摩郡	一二、九七二

中巨摩郡　五、六四六
南都留郡　一二、七〇三
甲府市　五〇、二八五
富士吉田市　一二、九二〇
都留市・西桂町　九、〇七九
山梨市　九、一九五
大月市　六、一七七
韮崎市　七、八一六
南アルプス市　一九、七九九
北杜市　一二、九八〇
甲斐市　二〇、九〇九
笛吹市　一八、四七三
上野原市・北都留郡　六、三八一

甲州市
中央市

八、二一八
八、〇八一